

平成22年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成22年9月3日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
（議会運営委員長報告・質疑）
- 日程第 3 同意第 5号 人権擁護委員の候補者の推薦について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 4 報告第19号 継続費精算報告書の報告について〔平成21年度那須塩原市一般会計〕
（報告）
- 日程第 5 報告第20号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
（報告）
- 日程第 6 報告第22号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
（報告）
- 日程第 7 議案第64号 那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 8 議案第65号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について
（提案説明）
- 日程第 9 議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）
（提案説明）
- 日程第10 議案第56号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
（提案説明）
- 日程第11 議案第57号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）
（提案説明）
- 日程第12 議案第58号 平成22年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
（提案説明）
- 日程第13 議案第59号 平成22年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
（提案説明）
- 日程第14 議案第60号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（提案説明）
- 日程第15 議案第61号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
（提案説明）

- 日程第 1 6 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 1 7 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)
- 日程第 1 8 認定第 1 号 平成 2 1 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 1 9 認定第 2 号 平成 2 1 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 0 認定第 3 号 平成 2 1 年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 1 認定第 4 号 平成 2 1 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 2 認定第 5 号 平成 2 1 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 3 認定第 6 号 平成 2 1 年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 4 認定第 7 号 平成 2 1 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 5 認定第 8 号 平成 2 1 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 6 認定第 9 号 平成 2 1 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 7 認定第 1 0 号 平成 2 1 年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 8 認定第 1 1 号 平成 2 1 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
- 日程第 2 9 認定第 1 2 号 平成 2 1 年度那須塩原市水道事業会計決算認定について
(提案説明)
- 日程第 3 0 監査委員の審査結果の報告について
(報告)
- 日程第 3 1 報告第 2 1 号 平成 2 1 年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(報告)
- 日程第 3 2 議案第 6 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(提案説明)

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	荒	川	正	君
代表監査委員	大	場	浩	一	君	農業委員会 事務局長	人	見	順	君
西那須野 支所長	鈴	木	健	司	君	塩原支所長	臼	井	浄	君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	斉	藤	誠		議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作	議事調査係	佐	藤	吉	将

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。

本日招集になりました平成22年第4回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として29件の議案が提出されることになっております。

議員各位には、慎重に審議を尽くされ、また議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げます。開会に当たってのごあいさつといたします。

ただいまから平成22年第4回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（君島一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

17番 植木 弘行 君

19番 関谷 暢之 君

を指名いたします。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成22年第4回那須塩原市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中御参集を賜り、まことにありがとうございます。

収穫の秋、9月を迎えたにもかかわらず、相変わらずの猛暑が続いております。しばらくはこの厳しい残暑が続くという予報であります。暑さは集中力をそぐこととなりますので、職員には、集中して仕事に取り組むよう指示をしたところであります。

今年の夏は、異常気象によるものと言われていた集中豪雨などで、国内だけでなく地球規模での大規模な災害が発生をいたしております。本市においても、大雨・洪水警報が5回発表され、突風による屋根の損壊や1時間に80ミリを超えるようなゲリラ的な集中豪雨で床下浸水、車の水没事故が発生をいたしております。

本市では災害の不安や災害時に支援が必要な人の把握などの対応として、地域の自助、共助の精神に基づく自治防災組織の設立に取り組んでおります。

見直し後の新要綱による自主防災会の認定が8月末現在で9カ所となっております。地域の安全・安心の確保という観点から、今後も積極的に取り組んでまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

このような中、国政におきましては、政権党であります民主党の代表者選挙が行われております。

どういふ結果になるのかはわかりませんが、内政、外交ともに懸案が山積みする状況でありますので、ノーサイドの笛が鳴ったら、国民目線での国政に努めていただきたいものと思っております。

さて、本日開会となりました9月の定例議会についてであります。今定例会にご提案を申し上げます案件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦に関する人事案件が1件、平成22年度の補正予算案件が9件、条例の一部改正案件が2件、指定管理者の指定案件が1件、平成21年度那須塩原市各会計の決算認定案件が12件、継続費精算報告書の報告、専決処分の承認を求めるなどの報告案件4件の、合わせて29件であります。

これらの内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上いずれも重要な案件となりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

会期の決定

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

26番、相馬義一君。

〔議会運営委員長 相馬義一君登壇〕

議会運営委員長（相馬義一君） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る8月27日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日9月3日より9月22日までの20日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出案件として人事案件1件、補正予算案件9件、条例案件2件、その他の案件1件、決算認定案件12件、報告案件4件の計29件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第5号及び議案第64号の2件については即決扱いといたします。即決案件2件と報告4件を除く23件については、関係常任委員会等に付託をし審査を行うことといたします。

なお、認定第1号から認定第12号までの平成21年度決算の認定案件を審査するため、議会先例による決算審査特別委員会を設置することといたします。

また、決算審査特別委員会の正副委員長については、議会先例により、委員長に副議長、副委員長に4常任委員長が当たることといたします。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

決算質疑書の提出期限は、6日月曜日午後5時とすることといたします。

討論は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき賛成、反対それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

会派代表質問は先例のとおり取り扱うこととし、

通告書に基づき項目ごとに一問一答方式とし、質問時間は1会派50分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告会派は1会派であり、日程上9月6日に行うことといたします。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき項目ごとに一問一答方式とし、質問時間は1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。質問通告者は12名であり、日程上9月7日に4名、8日に4名、9日に4名の3日間といたします。

最後に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した陳情等が2件ございますが、これは、配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託をし審査を行うことといたします。

以上が、議会運営委員会における審議の結果であります。議員各位におかれましては、円滑な議会運営委員にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長長の報告のとおり、本日から9月22日までの20日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月22日までの20日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても議会運営委員長長の報告のとおりといたします。

お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議がありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いたします。

同意第5号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページでございます。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

今回、委員13名のうち1名の委員が平成22年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き菊地・氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

菊地氏は、平成20年1月1日に人権擁護委員と

して委嘱され、現在活躍中の方で、知識、経験ともに豊富で、人望も厚く人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、候補者として推薦するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

報告第19号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第4、報告第19号 継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 報告第19号 継続費精算報告書の報告について、提案のご説明を申し上げます。

議案書27ページから28ページ、議案資料はございません。

本件は、一般会計に係る平成21年度那須塩原市継続費精算報告書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、ご報告を申し上げるものであります。

本事業は、西那須野地区まちづくり交付金事業の一環として、平成20年度から平成21年度の2カ年度にわたる継続事業として、西那須野駅東西連絡通路階段付替え工事、西那須野駅西口広場整備工事及び西那須野駅東西連絡通路改修工事を実施したものです。

事業費につきましては、予算総額5億1,237万円に対しまして、5億1,108万5,000円を支出したものであります。

西那須野駅東西連絡通路階段付替え工事及び西那須野駅東西連絡通路改修工事が予算額と同額の執行、西那須野駅西口広場整備工事が予算額1億3,810万円に対し、128万5,000円の残金が生じました。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告説明が終わりました。

報告第20号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第5、報告第20号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 報告第20号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損

害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

議案書は29ページから30ページ、議案資料はございません。

本件は、平成22年5月26日、那須塩原市豊町地内において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、黒磯図書館での資源物回収作業中に、向かい側の民間駐車場に設置されていた車どめポールに市有車両を接触させ、これを損傷させたものであります。

両者協議の結果、過失割合は市側が100%とすることで示談が成立し、市から相手方に損害賠償金5万4,600円を支払い、今後この件に関し、双方とも異議を申し立てないことで和解いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告説明が終わりました。

報告第22号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第6、報告第22号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

教育長。

教育長（井上敏和君） 報告第22号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご報告を申し上げます。

議案書32ページ、議案資料はありません。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会の事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、そ

の結果に関する報告書を作成しましたので、これを議会に提出するものであります。

点検及び評価の実施に当たりましては、客観性を確保するために、教育に関し学識経験を有する大学教授、元中学校長、社会教育関係者の3名を委員として委嘱している点検評価委員会において、4回の会議を開催して意見を聴取いたしました。

本報告書は、総合計画の基本政策の1つであります「豊かな心と文化を育むまちづくり」の中の5つの基本施策に基づく平成21年度の主な事務事業について、所管課による自己評価と点検評価委員の意見を記載するとともに、基本施策ごとの委員による点検及び評価の結果を踏まえた所管課による今後の方向性を記載したものでございます。

基本施策ごとの主な事務事業についての点検及び評価と今後の方向性について概要を申し上げますと、まず生涯学習の推進では、宇都宮共和大学那須塩原市民開放講座開催事業について、開催回数確保した上で予算内で納めた努力を認めるとともに、公民館、博物館及び市長部局との事業の連携や、社会教育施設の教室及び講座との連携など具体的な改善の方策が示されており、受講生増が期待されるとのことでした。

また、生涯学習は、人生のすべての段階にかかわる幅広い内容であり大切なことであることから、事業の内容や開催場所等について市民のニーズにこたえているのか、また需要と供給が合致しているのか、今後とも絶えず点検しながら進めてほしいとの評価でありました。

このような評価を受けて、宇都宮共和大学那須塩原市民開放講座開催事業については、那須キャンパスを中心に開催回数や開催場所の検証を進め、参加者へのアンケート等をもとに次年度以降の事業内容を検討していくとともに、社会教育施設の教室や講座の連携について、より具体的な検討を

進めていくという方向性を示しました。

次に、学校教育の充実では、給食費滞納対策事業について、給食費の滞納は許さないという当局の強い意思を感じさせる事業になっており、今後不公平感を持つ保護者や市民を出さないためにも、呼び出し相談や訪問徴収、郵便催告などを通じた滞納対策の充実と継続に努められたいとのことでございました。

学校生活と友達づくりのためのアンケートなどを行った小中学校QU実施事業については、検査の結果、小学4年で34%、中学校1年生で53%の学級が親和的な学級と診断されているが、親和的でまとまりのある学級集団、すなわち児童生徒にとっては居心地のいい学級が学校教育と学校生活を豊かにするというとらえ方からすると、この数値は決して高くないという意見がございました。

なお、各学校に置かれた推進者の今後の働きかけが期待されるところでありますが、不登校予防の点から本事業は一定の成果を上げていると考えられますので、事業の継続が望まれるとの評価でございました。

中学生海外派遣事業については、派遣生徒の選考基準が明確化されたり、参加者の負担割合も妥当な金額に設定されたりするなど事業の改善が図られているが、今後は現地研修の一層の充実を図るため、オーストリアの特色のある文化に直接触れる機会をより多く設定するといった視点を持って研修内容の再検討を行うなど、研修面でのさらなる改善が望まれるとの評価でありました。

これらの点検評価に対する今後の方向性について申し上げますと、給食費滞納対策事業につきましては、給食費滞納者に対する呼び出し相談、訪問徴収、郵便催告などを継続実施し、不公平感の解消を図ってまいります。

小中学校QU実施事業につきましては、平成22

年度は対象を小学4年、5年生と中学1、2年生とし、平成23年度には小学4、5、6年生と中学校全学年とするなど徐々に対象を広げ、実態の把握とデータの分析を進め、親和的な学級づくりに取り組んでまいります。

QU推進者につきましては、その活動を充実させるために、平成22年度から全学校に1名ずつ配置するとともに、各校のQU推進者が校内研修をしっかりと進められるよう、QU推進者及び希望者を対象とする全体研修を平成22年度においては年4回に拡充して実施します。

中学生海外派遣事業につきましては、平成21年度から教育委員会事務局職員と中学校の教職員で組織する実行委員会形式で、派遣部会と受け入れ部会に分かれて事業を実施しております。

派遣部会の事業におきましては、引率教職員も運営にかかわり、事前研修や事後研修にも積極的に参加して生徒の指導にかかわるとともに、綿密な研修プログラムの構成により、事業目的の確実な達成を図ります。

一方、受け入れ事業では、平成21年度にオーストリアからの受け入れ中学生5名を2中学校で受け入れましたが、平成22年度におきましては受け入れ人数を38名に拡大して全中学校で受け入れを行うこととし、ホストファミリーの協力のもと、受け入れ部会の組織も全中学校の校長及び英語科担当教諭へと拡大事業を展開していきます。

事業自体の方向性も、視野を広めることを目的とした海外派遣事業から国際的な相互理解を深めるための交流事業へと転換を図っていきたく思います。

また、平成22年度の派遣事業におきましては、滞在日数を1日ふやすなどしてオーストリアの文化・芸術を学ぶ時間を多くするという方向性を示しました。

次に、芸術・文化活動の振興では、小学校演劇鑑賞教室開催事業につきまして、年次計画に基づき、毎年数校ずつ演劇公演を実施し、学校行事として定着しており、市内に本拠地を構え、貴重な地域文化資源と言える教育演劇劇団「らくりん座」との連携によって、小学児童の情操が豊かに育まれているため、今後とも継続が望まれるとの評価でございました。

これに対し、児童への演劇鑑賞機会の増加と公平性を期するために、市内を3年で一巡するよう計画し、すべての児童が6年間で2度の鑑賞機会が得られるような方法で継続していきたいという方向性を示しました。

次に、生涯スポーツの振興では、青木サッカー場整備事業につきまして、行政は整備計画を積極的に公表し、整備がもたらす本市のスポーツ環境の向上について、市民の間での共通理解の醸成に努めるべきであるとの評価でございました。

これに対する方向性につきましては、市民の誰もが生涯を通じ気軽にスポーツに親しみ、楽しめる生涯スポーツ社会を実現する必要があることから、スポーツ振興事業の実施に当たりましては多くの関係団体との連携を図るとともに、ボランティアの積極的な活用や団体の育成、支援を強化してまいります。特に、市体育協会につきましては、体育施設の管理やスポーツイベントの活発な事業展開が可能となる法人化に向けての支援を進めてまいります。

また、スポーツ施設の維持管理を計画的に行うとともに、整備の計画や実施成果を市民と共有できるよう周知していきたいという方向性を示しました。

最後に、青少年の健全育成では、少年指導員巡回指導事業につきまして、地域社会の安全・安心も含め、犯罪の未然防止や青少年の健全育成に寄

与しているが、巡回の効果을上げるための方策をさらに検討する必要があるという評価でございました。

本事業につきましては、今年度新たに研修会を企画しており、研修会を通して指導員の意識高揚に努めるとともに、情報交換をすることにより効果を上げたいという方向性を示しました。

今後は、ご指摘いただきました事務事業の改善とそれに基づく今後の方向性の遂行に努力し、より一層良質な教育委員会事業を目指していく考えであります。

なお、議員各位におかれましては、教育行政に深いご理解をいただき感謝を申し上げますとともに、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告説明が終わりました。

議案第64号の上程、説明、質

疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第7、議案第64号 那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第64号 那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は11ページ、議案資料は15ページとなります。

本案は、地方公務員法第28条第4項の規定による職員の失職の特例に関する事項を規定するため、

那須塩原市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するものであります。

地方公務員は、地方公務員法第28条第4項の規定により、禁錮以上の刑に処せられた場合には、たとえその刑の執行を猶予された場合であっても何らの手続を経ることなくその職を失うと規定されております。条例に、公務遂行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故で禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予されたときは、情状を考慮し、特に必要があると認める場合、その職を失わないものとする事ができる旨の失職の特例に関する条項を設けることにより、職員の失職に関し、任命権者の判断を経ることが可能となるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について、質疑を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久です。

この件について説明を受けてきたんですが、説明を受けた中で、私ちょっと聞いていなかったのかもしれませんが、一部新聞報道によれば、この件について職員組合のほうからこういったことについて提案があったという報道がされました。この件について、説明の中ではなかったように思いますので、あったとすればいつごろどのような形であったのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） この条例の一部改正に当たりまして、職員組合のほうから申し入れがあったということは事実でございます。そのほかの団体または法人の方からも、条例制定についての要望等々についてはありました。

ただ、申し上げますけれども、この条例改正そのものは一個人を救うというものでもありませんし、もともと条例制定というものはそういった個人的なもので制定するものではありません。職員が公務中に事故を起こした場合の失職を、ただいま副市長から説明申し上げました提案理由等々によって、まずは自動的に失職することをなくすということで提案申し上げているものでございまして、そういう趣旨のもとで今回は提案しているということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 今、高久議員と同じようなことだったんですけれども、そのほかに、情状を考慮して特に必要があると認めるときその職を失わないものとする、この情状を考慮して、その辺がちょっとわからないんでご説明願います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 地方公務員法第28条第4項では、ただいま申し上げましたように自動的に失職してしまうということですので、それを審議会にかけて、その事実内容等々を確認するということとなります。

その中で、情状を考慮するというところでございますけれども、現在審議会でどういうことを情状を考慮するかということは特に決めておりませんが、まずは平素の勤務状況がどうであったかということは当然考慮することになると思います。

それから、過去に懲戒処分等を受けていることがあるのかどうかということも判断材料の中にはあるというふうに思いますし、事故後の措置がどうであったか、適切であったかどうかということも当然考えられることだというふうに思います。

また、大きなこととして、事故等々であれば、

示談等が成立しているのかどうかということも判断の中に入るといふふうに考えております。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） その件については了解とします。

審議会委員ということは、どんな推薦というか、組織でできているのか、その辺がもしわかりましたらお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 審議会につきましては、懲戒審議会規定というものがございまして、審議会につきましては会長及び委員若干名をもって組織するということになっております。会長につきましては、総務を所管する副市長が所管することになっておりまして、そのほかの委員については、その都度市長が職員の中から命令するという形になっております。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号については原案のとおり決すること

で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第8、議案第65号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第65号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書12ページ、議案資料は16ページとなります。

本案は、職員本人の求めに応じて行ってきた生命保険料等の給与からの天引きについて、条例においてその根拠を規定するため改正するものであります。

条例で規定する事項は、団体取扱契約にかかる生命保険及び損害保険の保険料、那須塩原市職員互助会の掛金及び掛金以外の徴収金、地方公務員法第52条第1項に規定する職員団体の組合費その他当該団体が徴収する徴収金、管理職員等の親睦団体の会費、栃木県市町村職員共済組合に係る貯金の積立金、栃木県労働者消費生活協同組合の物資等の購入代金、中央労働金庫の預金及び定額積立金並びに貸付金の返済金の7件で、職員の意向を受け、これまで給与から控除していたもの及び今後給与から控除する可能性があるものにつきまして規定をします。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう

お願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第55号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第9、議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第55号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2ページから5ページでございます。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う前年度繰越金の整理及び国庫補助制度の見直しに伴う事業費の整理などを行うものであります。

補正予算案の主な内容について申し上げます。

まず、歳入では、地方特例交付金と普通交付税の額が決定したことに伴い、9款地方特例交付金で1,542万7,000円を減額し、10款地方交付税では2,684万7,000円を増額いたします。

14款国庫支出金では、社会資本整備総合交付金事業や道整備交付金事業の制度の見直しと交付額の決定に伴い、1億6,412万4,000円を減額いたします。

15款県支出金は、林業・木材産業構造改革事業などに2億1,875万円を追加いたします。

18款繰入金には、環境基金からの繰入金656万円と、平成21年度決算に伴う特別会計からの繰入金1億419万3,000円の、合わせて1億1,075万3,000円を追加いたします。

19款繰越金は、平成21年度の決算に伴う前年度繰越金10億5,372万円を計上いたします。

20款諸収入は、総務費雑入として、那須塩原市施設振興公社運営費等返還金などで1億2,329万2,000円を追加いたします。

21款市債は、事業費の確定に伴う合併特例債1億4,450万円の減額及び臨時財政対策債の5億円の減額などで、合わせて6億4,270万円の減額補正を行います。

一方の歳出では、2款総務費に財政調整基金積立金1億円、減債基金2億円など合わせて3億1,248万3,000円を追加いたします。

3款民生費は、介護施設開設準備経費助成及び児童扶養手当の増額など8,320万6,000円を追加いたします。

4款衛生費は、環境基金事業としてごみ減量化対策に656万円を増額するなど706万8,000円を追加いたします。

5款労働費は、緊急雇用創出事業に3,918万円を追加いたします。

6款農林水産業費は、林業振興対策費として、林業・木材産業構造改革事業など1億5,918万7,000円を追加いたします。

8款土木費は、社会資本整備総合交付金事業の交付決定等に伴い3億2,141万4,000円を減額いたします。

10款教育費は、黒磯小学校、三島中学校及び西那須野中学校の改築に伴う備品等の整備などに3,423万4,000円を追加いたします。

このほか、歳入と歳出の補正額を比較して3億9,707万9,000円の余剰財源が生じるため、これを14款予備費に計上いたします。

これらにより、歳入歳出それぞれ7億1,111万1,000円を追加し、平成22年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を391億3,048万9,000円とす

るものであります。

なお、これらの補正予算の詳細につきましては、別添「平成22年度9月補正一般会計予算執行計画書」のとおりであります。

また、今回の補正で、駐車場管理業務委託など指定管理者の指定に関する施設に係る12件の管理業務委託及びALT派遣事業業務委託について、債務負担行為を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第56号～議案第63号の

上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第10、議案第56号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程17、議案第63号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）までの8件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第63号までの8件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下昇君） 議案第56号から議案第63号までの8件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第56号 平成22年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書は3ページ、議案資料は6ページから7ページであります。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う繰越金の整理及び平成21年度国庫支出金等の確定に伴う精算などを行うものであります。

歳入では、3款国庫支出金に療養給付費等負担金の精算による追加交付金1,549万9,000円、4款療養給付費交付金に平成21年度療養給付費負担金の追加交付分5,678万9,000円をそれぞれ追加します。

9款繰入金は、非自発的失業者の国保税軽減システムの改修費用として一般会計からの繰入金315万円を追加するものの、財政調整基金からの繰入金5億8,330万8,000円の減額により、差し引き5億8,015万8,000円を減額します。

10款繰越金には、平成21年度決算に伴う前年度繰越金として9億6,900万2,000円を追加します。

一方の歳出では、1款総務費に、非自発的失業者の国保税を軽減するためのシステム改修費用として315万円を追加します。また、額の確定に伴う不足分として、5款老人保健拠出金に31万2,000円を、6款介護納付金に3,779万1,000円をそれぞれ追加します。

9款基金積立金に、財政調整基金積立金3億7,253万1,000円を追加し、11款諸支出金には、国庫療養給付費等負担金の精算に伴う返還金2,051万2,000円及び平成21年度決算による一般会計への返還金2,683万6,000円の、合わせて4,734万8,000円を追加します。

これらにより、歳入歳出それぞれ4億6,113万2,000円を追加し、補正後の予算総額を124億2,101万円とするものであります。

次に、議案第57号 平成22年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書 4 ページ、議案資料 8 ページでございます。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う繰越金の整理及び平成21年度国庫支出金等の確定に伴う精算を行うものであります。

歳入では、平成21年度国庫支出金等の確定に伴う精算による追加交付分として、1 款支払基金交付金に 2 万 2,000 円を、2 款国庫支出金に 73 万 8,000 円を、3 款県支出金に 18 万 3,000 円をそれぞれ追加します。

また、歳出では、3 款諸支出金に前年度支払基金交付金の精算に伴う返還金 31 万 5,000 円及び平成 21 年度決算に伴う一般会計への返還金 62 万 8,000 円の、合わせて 94 万 3,000 円を追加します。

これらにより、歳入歳出それぞれ 94 万 3,000 円を追加し補正後の予算総額を 888 万 8,000 円とするものです。

次に、議案第 58 号 平成 22 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

議案書 5 ページ、議案資料は 9 ページとなります。

今回の補正は、平成 21 年度決算に伴う繰越金の整理及び平成 21 年度広域連合納付金の確定に伴う精算を行うものであります。

歳入では、3 款繰越金に、平成 21 年度決算に伴う前年度繰越金 1,435 万 1,000 円を追加します。

また、歳出では、2 款後期高齢者医療広域連合納付金に平成 21 年度納付金の確定に伴う不足分 426 万 1,000 円を追加し、3 款諸支出金には平成 21 年度の決算に伴う一般会計への返還金 1,009 万円を追加します。

これらにより、歳入歳出それぞれ 1,435 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 7 億 8,352 万 3,000 円とするものです。

次に、議案第 59 号 平成 22 年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

議案書 6 ページ、議案資料 10 ページとなります。

今回の補正は、平成 21 年度決算に伴う繰越金の整理及び国庫支出金等の精算に伴う予算の変更を行うものであります。

歳入では、7 款繰入金で介護保険再成長性基金繰入金 8,569 万 2,000 円を減額し、8 款繰越金には平成 21 年度決算に伴う前年度繰越金 1 億 9,263 万 5,000 円を追加します。

また、歳出では、5 款基金積立金に財政調整基金積立金 111 万 9,000 円を追加し、7 款諸支出金には平成 21 年度国庫支出金等精算に伴う返還金 3,991 万 8,000 円、平成 21 年度決算に伴う一般会計への繰出金 6,590 万 6,000 円の合わせて 1 億 582 万 4,000 円を追加します。

これらにより、歳入歳出それぞれ 1 億 694 万 3,000 円を追加し、補正後の予算総額を 57 億 4,528 万 6,000 円とするものであります。

次に、議案第 60 号 平成 22 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明を申し上げます。

議案書 7 ページ、議案資料 11 ページとなります。

今回の補正は、国庫補助事業費等の決定に伴う予算の変更のほか、平成 21 年度決算に伴う繰越金の整理等を行うものであります。

歳入では、下水道建設事業の財源として、4 款繰入金に一般会計からの繰入金 144 万 3,000 円を、5 款繰越金に前年度繰越金 968 万 7,000 円を、7 款市債に下水道事業債 40 万円をそれぞれ追加し、一方で、3 款国庫支出金において補助金額の変更決定により 891 万円を減額するものです。

また、歳出では、2 款下水道建設費において国庫補助事業の補助金額の減に伴う事業量調整によ

り赤田井口汚水幹線工事請負費862万円を減額する一方で、赤田井口汚水幹線付帯工事及び国道400号舗装復旧工事請負費に1,124万円を追加することにより、差し引き262万円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ262万円を増額し、補正後の予算総額を30億133万円とするものであります。

次に、議案第61号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書8ページ、議案資料12ページとなります。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う前年度繰越金の整理を行うもので、歳入において、4款繰越金に平成21年度決算に伴う前年度繰越金456万8,000円を追加し、3款繰入金で同額を減額するものであります。今回の補正は、繰越金の増額分を繰入金で減額調整するもので、予算総額の変更はありません。

次に、議案第62号 平成22年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書9ページ、議案資料13ページとなります。

今回の補正は、公共事業に伴う施設移転及び不足が見込まれる事業費に係る予算措置のほか、平成21年度決算に伴う繰越金の整理等を行うものであります。

歳入では、5款繰越金に平成21年度決算に伴う前年度繰越金1,721万1,000円を追加し、これに伴い、7款市債で1,370万円を減額します。

また、6款諸収入では、県施工の中塩原パイパス建設工事に伴う施設移転補償費として1,785万円を追加します。

一方の歳出では、1款温泉事業管理費に不足が見込まれる修繕費として351万1,000円を追加し、

2款温泉事業建設費に施設移転補償に伴う移転工事費として1,785万円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ2,136万1,000円を追加し、補正後の予算総額を2億1,439万7,000円とするものであります。

次に、議案第63号 平成22年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

議案書10ページ、議案資料14ページとなります。

今回の補正は、平成21年度決算に伴う繰越金等の整理を行うものであります。

歳入では、3款繰越金に赤田霊園事業及び塩原温泉さくら公園墓地事業の平成21年度決算に伴う前年度繰越金112万9,000円を追加し、2款繰入金で塩原温泉さくら公園墓地事業の一般会計からの繰入金39万6,000円を減額します。

また、歳出では、1款墓地事業費で赤田霊園事業の一般会計への繰出金73万3,000円を追加するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ73万3,000円を追加し、補正後の予算総額を2,918万9,000円とするものであります。

以上8件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第1号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第18、認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 認定第1号 平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について、提案の説明を申し上げます。

議案書15ページ、議案資料25から38ページです。

平成21年度の一般会計決算額は、歳入では448億520万8,949円、歳出では429億6,099万9,315円であります。

歳入歳出の差し引き額は、形式収支で18億4,420万9,634円の黒字、また翌年度へ繰り越すべき財源2億9,048万9,000円を差し引いた実質収支においても15億5,372万634円の黒字決算となりました。

この決算額につきましては、平成20年度決算と比較をいたしますと、歳入では26億2,124万8,130円の、歳出では15億5,328万6,316円の減額となっております。

これら減額となった主な理由といたしましては、歳入では、地方交付税のうち普通交付税で8億4,793万7,000円、国庫補助金において地域活性化関連臨時交付金で5億1,941万6,000円がそれぞれ増額となりましたが、景気低迷の影響を受け、市税のうち法人市民税で6億494万6,617円の減額、国庫補助金では、定額給付金給付事業補助金で14億3,137万円の減額、第二期ごみ処理施設整備事業の完了に伴う合併特例債を含む市債で36億6,330万円の減額になったことなどが要因となっ

ております。

一方の歳出であります、総務費で平成20年度から繰り越しとなった定額給付金給付事業で17億5,831万6,475円、教育費で小学校、中学校の耐震改修事業に9億1,194万1,050円を支出しておりますが、衛生費の広域ごみ処理施設負担事業で40億円を超える減少などが、前年度と比較して減額となった要因となっております。

これら決算の詳細につきましては、お手元に配付しております議案資料及び市政報告書のとおりでありますので、これを精査の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

認定第2号～認定第8号の上程、

説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第19、認定第2号 平成21年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、日程第25、認定第8号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括議題といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第8号までの7件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 認定第2号から第8号までの7件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、認定第2号 平成21年度那須塩原市国民

健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

議案書16ページ、議案資料39から41ページとなります。

初めに、事業の概要について申し上げます。

平成21年度的那須塩原市国民健康保険の加入世帯数の平均は1万9,643世帯、被保険者数の平均は3万8,185人で、平成20年度の平均と比較するとそれぞれ162世帯、285人の減少となりました。

この主な理由は、国保から後期高齢者医療制度への移行などが挙げられます。

本市の世帯数及び人口に対して占める国保被保険者の割合は、世帯数では44.8%、被保険者数では32.7%となっております。

次に、経理状況について申し上げます。

歳入につきましては、総額123億3,237万5,780円で、前年度と比較して0.3%の減となりました。国民健康保険税の収納率は、現年度分が82.85%で前年度より1.41%増加しましたが、滞納分は14.67%で前年度より1.57%減少したことで、全体の収納率は57.3%となりました。

3款国庫支出金は、療養給付費等負担金の計算に含まれる前期高齢者交付金がふえたこと、老人保健拠出金の精算による還付があったことなどにより、差し引き調整された結果、前年度比4.8%の減となっております。

4款療養給付費等交付金は、前年度比4.5%の減となりましたが、これは、退職者医療制度の改正により対象者が減少したことによるものであります。

5款前期高齢者交付金は、前年度比21%の増となっておりますが、これは65歳から74歳の前期高齢者の加入率が全国平均より高い場合に受けることができるもので、年々高齢者の加入率が高くなっているため交付額もふえています。

7款共同事業交付金は、各市町が高額医療のための拠出金を国保連合会に納め、県全体で高額医療費に対する給付を行っているものです。交付額は前年度比5.9%の減となりましたが、高額医療費については、医療の高度化に伴い1人当たりの給付単価は年々増加傾向にあります。

11款諸収入は、老人保健拠出金の平成19年度分の精算により、返還金として6,692万9,499円が収入となったため、前年度に比べ大きく増額となっております。

次に、歳出につきましては、総額113億6,337万1,851円で、前年度と比較して2%の減となっております。

歳出総額の約63%を占める2款保険給付費は、前年度比2%の増となりました。平成20年度に後期高齢者医療制度が始まり、初年度は医療費が減少しましたが、その後は増加傾向にあります。

3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度を若い世代が支えるため、国保被保険者数に応じた額を支払基金に納付するもので、前年度比9.7%の増となりました。年々高齢者医療に関する費用が増加しているため、支援金も増加傾向となっています。

4款前期高齢者納付金等は、前期高齢者交付金に係る事務費を支払基金へ拠出したものであります。

5款老人保健拠出金は、今年度は事務費のみで拠出がありませんでしたので、大幅な減となっております。

6款介護納付金は、介護保険第2号被保険者である40歳から64歳までの国保被保険者が減少していることから、前年度比5.7%の減となりました。

9款基金積立金は、基金の利子分のみ積み立てとなったため、大幅な減となっています。

11款諸支出金は、平成20年度の国県補助金の精

算による償還金が1億225万9,482円あったため、大幅な増となっています。

なお、歳入歳出差し引き額9億6,900万3,929円は翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第3号 平成21年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

議案書17ページ、議案資料42ページから43ページであります。

まず、事業概要について申し上げます。

老人保健医療制度は、平成19年度末をもって廃止になっており、現在は過年度分のみ処理を行っています。

経理状況については、歳入総額は1億1,915万7,158円で、前年度比較で87.3%の減となっています。

主なものとして、1款支払基金交付金が271万6,565円、2款国庫支出金及び3款県支出金は、現年度分の交付が平成22年度に行われることとなったため、国庫支出金は過年度分のみ451万8,667円となり、県支出金はありませんでした。

歳出につきましては、総額1億1,915万6,268円で前年度比較85.8%の減となっています。

2款医療諸費は389万3,499円で、前年度比99.4%の減となりました。

また、3款諸支出金は、平成20年度分の精算による一般会計への返還金1億460万3,000円が主なものであります。

なお、歳入歳出差し引き額890円は翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第4号 平成21年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

議案書18ページ、議案資料44から45ページであります。

まず、事業概要について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から開始となり、制度の運営は栃木県後期高齢者医療広域連合が行っています。

市は、国民健康保険の被保険者が納める国民健康保険税のうち、後期高齢者支援分として納税いただいたものを後期高齢者医療広域連合納付金として広域連合に納めています。

次に、経理の状況について申し上げます。

歳入総額は6億8,872万5,749円となり、その主なものは1款後期高齢者医療保険料が5億740万1,800円で全体の73.7%を占め、2款繰入金は1億5,018万6,000円で、事務費と保険基盤安定のための一般会計からの繰入金となります。

歳出総額は6億7,437万3,522円で、内訳としては2款後期高齢者医療広域連合納付金が6億4,228万535円で全体の95.2%を占め、1款総務費は一般管理費及び徴収費で1,569万2,387円、3款諸支出金は、平成20年度分の精算による一般会計への繰出金と保険料還付金で1,640万600円となっております。

なお、歳入歳出差し引き額1,435万2,227円は翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第5号 平成21年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

議案書19ページ、議案資料46から47ページとなります。

まず、事業概要について申し上げます。

平成21年度は、第4期那須塩原市介護保険事業計画の初年度に当たり、計画の着実な実現を図るとともに、円滑で適正な保険事業の運営に努めてまいりました。

平成21年度末現在の要介護認定者数は3,380人で、うち介護サービスの利用者数は在宅で2,082

人、地域密着型で195人、施設入所で537人の合計2,814人でありました。要介護認定者のサービス利用率は83.3%となり、県平均の82%を上回っている状況にあります。

次に、経理の状況について申し上げます。

歳入の総額は53億5,580万7,365円で、このうち第1号被保険者の介護保険料は10億4,473万1,989円で、94.3%の収納率となっております。

また、歳出総額は51億6,317万1,006円で、このうち2款保険給付費が48億1,479万1,657円で全体の93.3%を占めております。この内訳として、それぞれの給付額とその構成比を申し上げますと、在宅介護サービスが19億6,615万8,381円で40.8%、施設介護サービスが16億7,239万5,121円で34.7%、地域密着型介護サービスが4億2,364万2,836円で8.8%、居宅介護住宅改修費などその他の介護サービス等で2億4,976万9,748円で5.2%、介護予防サービス等が2億4,431万2,249円で5.1%、高額介護サービス及び特定入所者介護サービスなどの費用が2億5,851万3,322円で5.4%となっております。

なお、歳入歳出の差し引き額1億9,263万6,359円は翌年度へ繰り越しいたします。

次に、認定第6号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

議案書20ページ、議案資料48から49ページとなります。

まず、事業の概要について申し上げます。

下水道の整備状況につきましては、汚水管渠では流域関連西那須野特定環境保全公共下水道二つ室汚水幹線工事を初めとして3,082.7m、雨水管渠では、西那須野駅周辺の浸水解消を図る公共下水道百村川台幹線築造工事により925.6mの整備を行いました。

また、塩原地区横林接骨木汚水幹線枝線工事のほか2工事及び公共下水道百村川第3幹線築造工事の一部について、年度内の完了が見込めないことから明許繰り越しいたしました。

これらの整備により、全体の汚水整備面積は事業認可面積2,606.5haのうち2,007.46haの整備となり、整備率は77%で、下水道の整備総延長は汚水幹が43万226.03mとなりました。

下水道の普及状況につきましては、供用開始区域内人口5万9,491人に対し、水洗化人口は5万1,509人で、水洗化率は86.6%となっております。

また、行政人口11万6,739人に対する供用開始区域内人口は5万9,491人で、普及率は51%になります。

次に、経理の状況について申し上げます。

歳入総額は36億128万9,458円で、前年度と比較し34.9%の減となりました。

その主なものは、2款使用料及び手数料、3款国庫支出金、6款諸収入が伸びている一方で、1款分担金及び負担金、4款繰入金、5款繰越金は減少しております。

また、7款市債では前年度比18億8,120万円減の借入れにとどまったほか、8款財産収入では実績がなかったことにより減額となり、前年度と比較して19億2,641万5,602円の減となりました。

歳出総額は35億8,049万1,367円で、前年度と比較し34.8%の減となりました。

その主なものは、1款下水道管理費、2款下水道建設費において増額となりましたが、3款流域下水道費が減額となったほか、4款公債費において繰り上げ償還が大幅に減ったことにより減額となり、前年度と比較して総額で19億977万2,731円の減となりました。

この結果、歳入歳出差し引き額は2,079万8,091円となり、明許繰り越しの繰越額611万1,000円を

除いた実質収支額1,468万7,091円を翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第7号 平成21年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

議案書21ページ、議案資料50ページから51ページとなります。

まず、事業の概要について申し上げます。

農業集落の生活環境の改善及び農業用水の水質保全を目的とした農業集落排水事業は、南赤田地区と東部地区で実施しており、両地区とも整備が終了して、供用を開始しております。

平成21年度末の加入戸数は、南赤田地区が前年度比4戸増の390戸、東部地区が前年度同数の409戸で、合わせて799戸となっており、水洗化率は南赤田地区が83.6%、東部地区が69.9%となっております。

経理の状況につきましては、歳入総額は1億75万6,333円、歳出総額9,598万7,495円で、決算規模は歳入で0.2%増、歳出で1.0%減と、前年度と比較してほぼ横ばいの状態であります。

歳入につきましては、昨年度に比べ、1款分担金及び負担金、5款諸収入で減となりましたが、2款使用料及び手数料、3款繰入金、4款繰越金が増となり、総額で22万9,773円の増額となりました。

歳出につきましては、1款管理費において701万5,887円の減となりましたが、その主な理由は前年度の南赤田地区の国道400号整備に伴う污水管布設替工事の終了によるものであります。

2款公債費においては、両地区の元利償還金が602万4,036円の増となり、総額で99万1,851円の減額となりました。

なお、歳入歳出差し引き額476万8,838円は翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第8号 平成21年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

議案書22ページ、議案資料52から53ページとなります。

まず、事業の概要を申し上げます。

平成21年度における本会計の主な事業は、那須塩原駅北土地区画整理事業地内の4区画440.57㎡の保留地の処分と、平成16年度から平成19年度までに借り入れた起債の元金及び利子の償還を実施いたしました。

これらの経理状況につきましては、歳入総額は1億3,816万1,826円で、その内訳は1款事業収入で保留地処分金が1,914万7,265円、2款繰入金で一般会計からの繰入金が1億1,885万円、3款繰越金で前年度繰越金が16万4,561円となっております。

歳出は、1款公債費の1億3,816万1,562円のみで、その内訳は、元金償還金の1億3,110万8,921円と利子償還金705万2,641円であります。

なお、歳入歳出差し引き額264円は翌年度に繰り越しいたします。

以上7件につきまして、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。
議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

認定第9号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第26、認定第9号 平成21年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 認定第9号 平成21年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書23ページ、議案資料は54から55ページとなります。

本会計は、事業用地の先行取得を行うことで、公共事業の円滑で効率的な執行を図ることを目的に設置したもので、平成21年度は新たな用地取得はなく、これまでに取得した事業用地の償還を行いました。

経理の状況につきましては、一般会計繰入金と前年度繰越金の合わせて2,308万7,413円を財源といたしまして、平成13年度に取得した保健福祉施設用地及び平成14年度に取得した市道松浦町稲村線用地に係る元金と利子の償還を行いました。

償還額は全体で2,308万7,266円であり、差し引き147円の剰余金が生じたので、これを翌年度に繰り越しいたします。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

認定第10号及び認定第11号 の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第27、認定第10号 平成21年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第28、認定第11号 平成21年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第10号及び認定第11号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 認定第10号及び第11号の2件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、認定第10号 平成21年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

議案書24ページ、議案資料56から57ページです。

温泉事業は、温泉資源の保護と効率的給湯を目的に、塩原地区において市営温泉事業と上・中塩原温泉管理事業を運営しております。

平成21年度は、市営温泉事業として8カ所の源泉を22軒の旅館、ホテル等に給湯し、上・中塩原温泉管理事業では3カ所の源泉を194軒の一般家庭等に給湯しております。

経理の状況につきましては、歳入総額は1億1,685万7,205円、歳出総額は9,964万4,790円で、実質収支額は1,721万2,415円となります。

歳入の主なものは、2款事業収入で温泉特別使用料と温泉使用料で5,429万8,942円、4款繰入金では温泉事業施設整備基金からの繰入金3,457万9,000円、5款繰越金は前年度繰越金が2,725万5,867円となっております。

歳出につきましては、1款温泉事業管理費として施設維持管理及び源泉の借り上げ料等で3,653万2,790円、2款温泉事業建設費では中山地区配湯所増設工事及び増設配湯所設備工事等で6,311万2,000円となっております。

なお、歳入歳出差し引き額1,721万2,415円は翌年度に繰り越しいたします。

次に、認定第11号 平成21年度那須塩原市墓地

事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

議案書25ページ、議案資料58から59ページとなります。

墓地事業は、赤田霊園事業及び塩原温泉さくら公園墓地事業の適正な管理運営に努めております。

平成21年度は、転入による人口の増加や核家族化の進展に伴う市民の墓地需要の高まりが見られる中、平成20年度から供用を開始した赤田霊園2号について65件の使用許可を行い、引き続き安心と安らぎのある生活環境づくりに取り組みました。

経理の状況につきましては、歳入総額は4,572万4,507円、歳出総額は4,419万4,843円となっております。

前年度比較では、歳入歳出それぞれ61.8%という大幅な減となっておりますが、これは、供用開始年度の平成20年度に285件あった赤田霊園2号の使用許可件数が大幅に減少したためであります。

歳入の主な内訳は、1款墓地事業収入として墓地使用料及び管理手数料で2,371万1,560円、2款繰入金が1,796万1,000円、3款繰越金が405万1,947円となっております。

歳出では、1款墓地事業費として清掃管理委託や一般会計への繰出金などで2,717万4,350円、2款公債費では塩原温泉さくら公園墓地造成工事の償還金で1,702万493円となっております。

なお、歳入歳出差し引き額152万9,664円は翌年度に繰り越しいたします。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議長（君島一郎君） 次に、日程第29、認定第12号 平成21年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 認定第12号 平成21年度那須塩原市水道事業会計決算認定について、提案の説明を申し上げます。

議案書26ページ、議案資料60ページです。

本市水道の平成21年度末における普及状況は、給水区域内人口11万7,504人に対し、給水人口は11万5,473人で、普及率は98.27%となっております。

また、年間有収水量につきましては、前年度に比べ37万3,962^m増の1,314万4,497^mとなりました。

建設改良事業の主なものは、老朽管更新事業として配水管敷設替工事を2万274.3m及び舗装本復旧工事を3万3,754^mを行ったほか、配水管整備事業として配水管布設工事を2,726.2m舗装本復旧工事を4,317^m実施をいたしました。

また、湯宮鳴内地区配水施設整備事業として、配水管布設工事を4,217.0m、舗装本復旧工事を1万1,778^mを行いました。

経理の状況につきましては、収益的収支において、水道事業収益が前年度比2,942万8,746円増の24億3,654万2,554円、水道事業費用が同じく3,988万5,804円増の21億5,054万6,112円となり、収益から費用を除いた当年度純利益は消費税抜きで2億8,599万6,442円となりました。

また、資本的収支におきましては、資本的収入は前年度比9億4,545万8,161円減の10億1,671万1,750円、資本的支出は同じく8億6,762万5,516円減の20億8,654万3,840円となりました。

認定第12号の上程、説明

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額10億6,983万2,090円は、当年度分損益勘定留保資金などにより補てんをいたしました。

よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。
議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

監査委員の審査結果の報告につ

いて

議長（君島一郎君） 次に、日程第30、監査委員の審査結果の報告についてを議題といたします。

認定第1号から認定第12号までの決算につきましては、「平成21年度那須塩原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書」及び「平成21年度那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」並びに「平成21年度那須塩原市水道事業会計決算審査意見書」が監査委員から提出されております。

代表監査委員は、登壇の上、審査結果の報告を願います。

代表監査委員、大場浩一君。

〔代表監査委員 大場浩一君登壇〕

代表監査委員（大場浩一君） それでは、平成21年度那須塩原市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査の意見、那須塩原市水道事業会計決算審査の意見、那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見についてご報告いたします。

初めに、平成21年度那須塩原市一般会計及び特別会計並びに那須塩原市水道事業会計について申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項に基づき、市長から審査に付されま

した決算並びに附属書類について、議会選出の木下幸英監査委員とともに、7月20日から8月23日までの期間、決算審査を実施いたしました。

決算審査に当たりましては、決算書及びその他関係書類等に誤りがないか、事務事業がその目的に沿って行われているか、予算の執行が適正かつ効率的・効果的に行われたか等の点に主眼を置き、審査を行いました。

その結果、計数に違算はなく事務事業の内容も妥当なものと認められました。

審査の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりであります、若干述べさせていただきます。

一般会計は、歳入決算額448億520万8,949円、歳出決算額429億6,099万9,315円、歳入歳出差し引き額18億4,420万9,634円となり、翌年度に繰り越すべき財源2億9,048万9,000円を差し引いた実質収支額は、15億5,372万634円となっております。

一方、特別会計は、全体で歳入決算額225億2,194万2,794円、歳出決算額213億163万9,970円、歳入歳出差し引き額12億2,030万2,824円となり、翌年度に繰り越すべき財源611万1,000円を差し引いた実質収支額は12億1,419万1,824円となっております。

市税の収納率は、平成20年度に引き続き残念ながら低下しました。

国民健康保険税の収納率につきましては、平成20年度をさらに下回り、57.3%と非常に深刻で、少し乱暴な言い方ですが約半数近くの方が未納ということになり、負担の公平性の観点からも非常に問題があると言わざるを得ません。収納率の低さが国民健康保険制度に与える影響を検証して、早急に対策を講じるよう切望します。

収納率の低下の大きな要因は、言うまでもなく長引く景気低迷によるものでありますが、これを

理由のすべてにすることはできません。

収納対策として、1つに現年度滞納者に対する早期催告、2つ目に大口滞納の抑制を常に心がけ、少しでも県内の平均収納率に近づけるための取り組みをお願いします。特に、滞納になった場合で、支払い能力があるにもかかわらず支払いに応じない者については、より効果的な督促や厳正で機動的な滞納処分を行うよう要望いたします。

財政指標を見ますと、財政力指数が若干低下したものの、経常収支比率等は改善しており、一部に財政運営の健全化に向けた努力の跡がうかがえます。

今後も弾力的な財政運営の維持確保に向け、一層努力されるようお願いいたします。

次に、平成21年度那須塩原市水道事業会計について申し上げます。

審査に当たりましては、決算書その他関係書類等に誤りがないか、また経済性の発揮、公益性の確保を主眼にして審査を行いました。

その結果、計数に違算はなく、事務事業の内容も妥当なものと認められました。

審査の内容につきましては、お手元に提出してあります決算審査意見書のとおりであります、若干述べさせていただきます。

平成21年度に、水道事業会計は、健全な経営を確保するために企業会計と特別会計を統合し、すべての水道事業を取り扱う那須塩原市水道事業がスタートいたしました。

さらに、老朽管更新工事や災害、事故等の緊急時に速やかに対応できるよう管路情報を電算化して整備いたしました。那須塩原市水道事業を基本計画の基本方針である安心・安全な水の供給に関する事業が着実に実行されてきております。

水道料金の収納につきましては、20年度と比較して収納率は伸びており、合併後、毎年向上して

おります。滞納整理に職員が一丸となって鋭意努力した結果だと思われます。景気の先行きが不透明なことから、積極的な収入の確保に努めていただきたいと思います。

今後とも、公営企業法に基づき、公共の福祉の増進を図るとともに、安心・安全で安定的な水の供給に一層の創意工夫と努力を重ね、健全経営を図られることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項に基づく基金の運用状況の審査について申し上げます。

審査に当たりましては、基金が設置目的に沿って運用されているか、また計数に誤りがないかなどの点に主眼を置き、審査を行いました。

各基金ともそれぞれ設置目的に沿って運用されており、適正であると認められました。

続きまして、那須塩原市健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、市長から提出されました健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定となる事項を記載した書類について審査を行いました。

審査に当たりましては、法令に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、財政指標の算出の基礎となる書類が適正にされているかを主眼として実施いたしました。

財政指標は決算等に基づき算定するものであり、平成21年度決算の計数が適正と認められ、それに基づき算出されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標及び資金不足比率は、国が示す基準の数値内であり、健全な財政運営がなされていることを確認いたしました。

結びに当たり、平成21年度は、前年度から続く経済危機、また年度途中の政権交代の中、経済対

策、雇用対策に対応した年度であったことを認識いたしました。

今後の行財政運営に当たっては、財源の確保が厳しい状況であることを職員一人一人が常に念頭に置きながら、行財政改革を着実に推進し、収入未済額の解消に努め、より質の高い市民サービスが提供できるよう、予算の効率的・効果的な執行に向けて努力されることを要望し、さらなる那須塩原市の発展を願い、決算審査の報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

報告第21号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第31、報告第21号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 報告第21号 平成21年度健全化判断比率及び資金不足比率について、ご報告を申し上げます。

議案書31ページ、議案資料はございません。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成21年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものであります。

平成21年度決算におきましては、すべての会計について赤字または資金不足を生じていないことから、4つの健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については該当いたしません。

また、実質公債費比率及び将来負担比率につい

ても、早期健全化基準を大きく下回っております。

次に、公営企業会計に係る資金不足比率についてであります。水道事業会計ほか5つの特別会計とも資金不足を生じていないため、該当なしという結果になっております。

以上ご報告申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

議案第66号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第32、議案第66号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について、提案のご説明を申し上げます。

議案書13から14ページ、議案資料は17から24ページとなります。

本案は、21カ所の公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決要件であります指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。

那須塩原市営駐車場につきましては、黒磯駐車場ほか5施設の指定管理者として社団法人那須塩原市シルバー人材センターを、那須塩原市営自転車駐車場につきましては、西那須野駅東口自転車駐車場ほか1施設の指定管理者として社団法人那須塩原市シルバー人材センターを、那須塩原市シニアセンターは、指定管理者として企業組合労協センター事業団を、那須塩原市八郎ヶ原牧場は、

指定管理者として篤根酪農業協同組合を、那須塩原市塩原温泉天皇の間記念公園は、指定管理者として社団法人那須塩原市シルバー人材センターを、那須塩原市都市公園につきましては、八汐第一公園ほか2施設の指定管理者として社団法人那須塩原市シルバー人材センターを、那須塩原市体育施設につきましては、くろいそ運動場ほか6施設の指定管理者として那須ヘルスセンター株式会社を、それぞれ選定するものであります。

これらの指定の期間につきましては、いずれも平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時05分